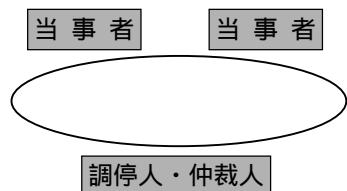


調停・仲裁の場

調停や仲裁が行われる場は言わば「法廷」であります。裁判所の法廷とは雰囲気が大きく異なります。常に和やかと言う訳ではありませんが、裁判所法廷のような厳しさを感じることはないでしょう。それは調停・仲裁の進め方にも起因しますが、調停・仲裁が行われる場に工夫がなされているからです。

調停・仲裁の場は、図のように、常に調停人・仲裁人と当事者がテーブルを挟んで着席し話し合いを進めていきます。裁判所手続きにおいては、法廷で行われる場合、その場の構成が、裁判官席が一段高く、そして、裁判官席と当事者席の間、両当事者席の間が5メートル近くもあって、常に厳しい緊張感の漂っていることと大違います。

控え室が2つ用意されていて、当事者それぞれの事情や意向を確認する必要があるときは、その間、一方当事者はその控え室に退きます。



調停人・仲裁人の役割

調停人・仲裁人は、当事者が緊張しないよう心がけながら、穏やかに丁寧に、問い合わせや確認を行います。当事者は自由に、そして何回でも、質問や確認することができます。即答できない場合は控え室で代理人を交えて打合せをしたのち、再び、調停・仲裁の場に臨むことができるのです。

例えば特許権侵害の有無が問われている場合、特許発明の技術的範囲、侵害対象としてのイ号の確定、イ号の技術的範囲への属否、無効の抗弁や先使用の抗弁、損害額の大きさは、原則、当事者双方の主張・立証に委ねるようにしますが、調停人・仲裁人は、積極的に質問を重ね確認を重ねることにより、争点を絞り込み、対立点を明らかにするように努めます。

調停人・仲裁人は、他方当事者の主張・反論に足らないところがあると考えるような場合、他方当事者に対して、主張・反論の補充の有無を確認することで、審理の充実に努めます。

このため、法廷活動に慣れない弁理士代理人であっても自ら調停・仲裁の場に臨み手続きを十分に進めることができます。

調停・仲裁の進行

調停人・仲裁人は、当事者双方に、その主張・立証をすべき準備書面の提出を促すとともにしますが、期日には時間を十分にとり当事者双方から口頭による技術説明や証拠説明を十分に受けるようにして、審理の促進と充実に努めるようにしています。

技術説明や証拠説明、技術的範囲に属するか否かの議論の際には、両当事者(社員)・代理人が交互に立ち、出来るだけホワイトボードやスライドなどを使用して会議形式で説明を進めます。これらることは弁理士が普段、事務所において仕事を進めていることと大きくは変わらないでしょう。

また、期日外でも、例えばイ号の確定や損害の存在などは、いちいち調停人・仲裁人が介在するのではなく、当事者相互の期日外における自主的なやり取りによってもこれらに関する争点の絞り込みに努めるよう促すことがあります。

調停・仲裁の特徴

例えば、和解を進める場合、当事者相互の見解に隔たりが出易い和解金額は、調停の場合調停人が提案し、仲裁の場合仲裁人が決めますが、その他の和解条項は当事者相互の自主的なやり取りで固めて行くこともあります。

調停・仲裁の場では、争いの解決の糸口を見つけて行くのは当事者自身であるということです。

これまでの本誌掲載事項索引

「座談会 仲裁センター構想について」	1996年11月49頁	「知的財産権に係わる紛争解決について」	2001年 2月 1頁
「工業所有権仲裁センター(仮称)の検討報告」	1997年 3月83頁	「工業所有権仲裁センター、日本知的財産仲裁センターへ衣替え 取扱業務範囲を著作権に拡大するとともに名称も変更」	2001年 5月 表1
「仲裁センター開幕で弁理士新時代へ」	1998年 2月 1頁	「仲裁センターパネル体験記」	2001年11月55頁
「工業所有権仲裁センター設立のお知らせ」	1998年 5月 3頁	「知的財産の紛争解決を調停・仲裁で！」	2001年12月 表1
「工業所有権仲裁センターの設立 21世紀型社会に貢献する裁判外の紛争処理機関の誕生」	1998年 9月59頁	「調停・仲裁の利用状況についてご報告します！」	2002年 2月 表1
「工業所有権仲裁センター設立記念講演『21世紀の知的財産権』」	1998年10月 3頁	「JPドメイン名紛争処理申立について」	2002年 3月 表1
「知的財産紛争処理における弁理士の役割」	1999年11月 1頁	「調停・仲裁を利用するのにいくらかかるの？」	2002年10月 表1
「ドメインネーム紛争処理パネルの設立 工業所有権仲裁センター、新たな業務に挑戦」	2000年10月66頁		